

平成26年3月24日

宗像市議会  
議長 吉田 益美 様

総務常任委員会  
委員長 杉下 啓恵

### 委員会審査報告書及び閉会中の継続審査申出書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。また、平成25年発議第9号については、同条例第38条の規定により継続審査を申し出ます。

記

第3号議案 宗像市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、宗像市長選挙に便乗して行われる宗像市議会議員補欠選挙において、宗像市長選挙と同じ記号式投票を利用するため、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 宗像市長選挙では、点字投票、期日前投票、不在者投票における投

票を除く投票は記号式投票が行われている。

2 宗像市議会議員選挙は、すべて氏名を書く記名式であるが、宗像市長選挙と同時にを行う補欠選挙においては、投票者にわかりやすくするため、投票方法を記号式投票に統一するものである。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第4号議案 宗像市防災対策基本条例の制定について

本案は、本市における防災対策に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 条例の概要

市の地域防災計画に記載されていること、防災対策に取り組む中でこれまで実施してきたこと、市民へ広報啓発している内容及び平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市が新たに取り組む必要があるものなどを条例としてまとめたもので、平成26年4月1日施行予定である。

2 条例の骨子

防災対策は、自助、共助、公助の考え方にに基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本理念とし、防災に関する責務の明確化、災害への予防対策、災害発生時の応急対策、復興対策について規定している。

### 3 現在の状況と今後の取り組み

#### 避難行動要支援者の支援

これまでの災害時要援護者支援の取り組みとして、42自治会と協定を結び、1,333人を災害時要援護者支援台帳に登録している。

災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」に名称変更され、避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務付けられた。このため、市は、平成26年度に、対象となる可能性のある人を抽出し、郵送により個人情報外部提供の同意を確認の上、避難行動要支援者名簿を作成する予定である。

名簿記載事項は秘匿性の高い個人情報であるため、平常時においては、個人情報外部提供に同意された方の名簿を避難支援等関係者へ提供するものとしている。

災害発生時には本人の同意がなくても名簿の外部提供を行うが、スムーズに関係機関に提供できるよう、その運用方法を定める予定である。

#### 自主防災組織

自主防災組織は、今年度末で93%の自治会で結成予定。今後は平常時からの避難行動要支援者の支援体制づくりも含めて、活動の充実に重点をおいて取り組むこととしている。

#### 新たな取り組み

これまでの取り組みで、避難所の備蓄等、ハード整備や市民の自助・共助部分はできつつある。事業者の自助・共助、帰宅困難者対策については、今後具体的な取り組みを進めていくこととしている。

#### 市民等への周知

広報紙等に加え、コミュニティ運営協議会役員会、自治会長会等の会議で説明していく。事業者への周知も商工会等と協議して効果的な周知方法を実施する予定である。

### 【意見】

#### (賛成意見)

- ・災害には瞬時の対応が必要。計画が絵に描いた餅にならないように、瞬時に具体的な行動ができるよう、市民の安全・安心のために貢献することを期待する。
- ・指定避難所には授乳場所の確保などの配慮が必要。指定避難所となる学校などの新築の際にはそういうことも配慮した施設を造ることを要望する。
- ・市民の生命と安全を守るために、本条例が役立つことを期待する。
- ・平時からの訓練に生かせるように、避難行動要支援者名簿の外部提供同意者をより多く増やす努力をすること、小中学校における避難場所などについてきめ細かい指導を行うことを要望する。
- ・地域の自主防災組織が十分に機能するように、本条例をベースにしっかり市が援助して欲しい。原子力災害について市独自でも研究し、避難計画の策定等、具体的な運用について検討することを要望する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第5号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

本案は、平成25年の人事院の給与等に関する報告に基づき、一般職員の給与に関する特例条例を制定するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 過去の人事院勧告に基づき、平成19年1月1日から平成22年1月1日までの4年間、昇給時において各1号俸を抑制していたが、これを平成23年4月1日から平成26年4月1日の4年間で段階的に回復させるものである。

## 2 本市の状況

県内でこの勧告による昇給抑制措置を実施した市は本市のみである。

平成26年4月1日の回復対象者は200人弱である。これまでの回復の合計で38歳未満は4号俸(全部)回復、38歳以上44歳未満は3号俸回復、44歳は2号俸回復、45歳は1号俸回復したこととなる。46歳以上の回復はない。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 平成25年 発議第9号 所管事務調査について

現在調査中の「第2次宗像市総合計画について」は、引き続き調査が必要なため、委員会は次期定例会まで継続して調査することとした。

## 第6号議案 宗像市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(いわゆる障害者総合支援法)が施行されたことに伴い、条例に定める審査会の名称を改正する必要が生じたため、条例の一部を改正するものである。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。